令和6年度香美市 PR 映像制作等委託業務仕様書

1　業務の目的

やなせたかし先生の経歴や代表作を生み出すまでの背景をまとめた顕彰動画、及び香美市の自然・街並み等を紹介する映像や市内観光スポット・イベント等を紹介する映像を市民とともに作成する。

上記から市と市民が動画で広報する手法を学び、動画視聴から香美市を知った観光客の周遊につなげる。

2　委託業務内容

・　香美市 PR 映像の制作
・　映像の作成と広報に関する学びの機会の提供
・　映像の上映

3　香美市 PR 映像

（1）業務目的に沿った内容で 3 分を超える映像を 2 本以上制作すること。
（2）本市ならではの魅力を最大限引き出し、分かりやすく PR するもの。
（3）動画を視聴することが多いと見込まれる 10～30 代をメインターゲットと想定しているが、別のターゲットを想定した動画を制作しても構わない。
（4）音楽（BGM）、字幕、イラスト等を適宜挿入すること。ただし、著作権侵害を行わないものとする。

4 映像の作成と広報に関する学びの機会の提供

（1）市と市民が 映像 を用いた広報が身近に感じる機会を創出すること。
（2）市民（12 歳以上の学生）および香美市職員を主な対象として想定しているが、拡大しても構わない。
（3）学びの場については、最近の動画作成技術を学べるよう配慮すること。
（4）学びの機会の提供は、（1）～（3）を満たしていれば、内容は問わない。
（5）学びの機会において、会場の確保が必要な場合、市は可能な限り協力する。なお、学びの機会は対面のほうが効果的と考えているが、オンラインでも構わない。

5 打合せ

3 の完成及び 4 の実施までに複数回、内容の確認を行い、映像の校正や学びの場について協議すること。なお、打合せはオンラインでも構わない。

6　納品

（1）　3 は、インターネット上（YouTube、X等）でも配信可能なデータ形式とする。

（2）　3 は、DVD 原盤2枚を納品するものとする（原盤については、コピーガード処理を行わず、コピー可能とする）。

（3）　納期は、契約期間内で指定する日とする。

（4）　検査場所は、香美市企画財政課執務室とする。

7 その他

（1）　業務遂行に当たり、本市の指示に従い本業務の目的を十分理解すること。

（2）　納品物に関する著作権は、本市に帰属するものとする。

（3）　本事業の契約締結は、高知県の令和6年度周遊促進・滞在延長支援事業費補助金の交付決定後とする。

（4）　本仕様書に定めのない事項については、随時本市と協議を行い決定するものとする　。